

広島県選挙管理委員会告示第四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成二十三年五月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

病院	種類	施設	変更事項	変更後
	名称			
老人保健施設 あすらや荘	所在地	名称		
	呉市郷原町二三八〇番地	介護老人保健施設 あすらや荘		